

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記載について確認 をお願いします。

①「事業の種類」

日本標準産業分類の小分類により記入していますか？(参照 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)

②「事業の名称」

法人名又は個人企業名(屋号)に加え、「本社」「〇〇工場等、減額対象労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入していますか？
 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称を表記し、「(〇〇会社作業所)」等、作業場の名称を括弧書きで付記してください。

③「事業場の所在地」

減額対象労働者が就労する③「事業場」の所在地を、都道府県名から記入していますか？
 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を表記し、作業場の所在地を括弧書きで付記してください。

④「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入していますか？
 許可を受けようとする労働者の雇用契約期間内の申請となっていますか？
 (有期雇用契約の場合は、**雇用契約期間が判る資料**を添付してください。)

⑤「精神又は身体の障害の態様」

「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等の公的機関が発行した資料に基づいて精神又は身体の障害の態様及び程度を記入していますか？(これらの資料がない場合には、管轄の労働基準監督署にご相談ください。)
 公的機関が発行した資料に有効期間がある場合、有効期間内の資料となっていますか？

⑥「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
 労働能力の比較資料に記載の作業内容と齟齬がありませんか？

⑦「労働の態様」

始業・終業の時刻、休日の定め、作業の内容、作業量等を詳細に記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
 派遣労働者についての許可申請の場合、派遣先事業場の名称、所在地及び業種をこの欄に記入してください。

⑧「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)

様式第1号 (第4条関係)

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書

① 事業の種類	② 事業場の名称	③ 事業場の所在地
その他の各種商品小売業	〇〇スーパー株式会社 〇〇店	香川県〇〇市〇〇町〇番〇号
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名 性別 生年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金
④ 労働 一郎	男 昭和35年10月1日	
精神又は身体の障害の態様	⑤ 身体障害2級、下肢の障害	最低賃金額
従事させようとする業務の種類	⑥ 販売商品の検品、点検、補充、棚卸し等の業務	
労働の態様	⑦ 始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩時間正午から1時間 作業の詳細は、別紙のとおり。	支払おうとする賃金
減額の特例許可を必要とする理由等	⑧ 身体の障害により同種労働に従事している労働者の労働能力に比して著しく労働能力が低いため。	
令和 8 年 〇 月 〇 日		件名 香川県最低賃金
⑬ 香川 労働局長 殿		最低賃金額 1,036 円
⑭ 使用者 氏名		金額 ⑩ 829 円以上
代表取締役社長 〇〇 太郎		減額率 ⑪ 20.0 % <small>※小数点第2位以下切捨て</small>
理由		⑫ 同種労働に従事している労働者の労働能力等と比較し、職務の成果を勘案して別紙のとおり減額率及び金額を定めた。

注意

1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体
 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の
 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内
 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減
 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄に
 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第
 7 「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由

⑩ 減額率に対応した額(時間額)【香川県最低賃金(1,036円)の場合の例】
 減額率を20.0%と定めた場合、減額する額は、207 円(1,036 円×0.20=207.20 円
 ですが、1 円未満の端数の四捨五入や切上げによって208 円として減額をしてしまうと、減
 額率は20.0%を超えてしまいますので、1 円未満の端数を切捨てにすることがあります。)、
 支払おうとする賃金の額は、1,036 円-207 円=829 円となりますので、この額を「支払
 おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

⑬「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、**所轄の労働基準監督署に2部提出**してください。
 (減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、その作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を管轄する労働局長名を記載し、申請書の提出先は、当該直近上位の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署となります。)
 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、**派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出**してください。

⑭「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が「使用者」として記入・申請していますか？
 (この申請書に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合や無断で内容を改変した場合等は法違反に問われる場合があります。)

⑨「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとする最低賃金の件名及び最低賃金額を、件名に「**香川県最低賃金**」、最低賃金額「△,△△△円」等と記入していますか？
 地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の許可を受ける場合、それぞれの件名及び金額を、「件名:①香川県最低賃金・②香川県〇〇〇業最低賃金、金額:①△,△△△円・②△,△△△円」等と記入していますか？

⑩「金額」

支払おうとする賃金の「金額」には、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めた**減額率に対応した額(時間額)**を記入していますか？
 注:支払おうとする賃金額は、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を除外して、この金額以上としていますか？

⑪「減額率」

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能力を数量的に把握して比較した上で、減額できる率の上限を算定していますか？
 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率を定めて、記入していますか？
 総合的に勘案した結果として申請する減額率が、労働能力の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっていますか？
 小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切捨て、**小数点第1位までの表記**としていますか？

⑫「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
 事前に、2週間程度「従事させようとする業務の種類」に記載している作業の種類ごとに比較して、労働能力比較資料(減額率算定表等)を作成の上、添付していますか？